



(個人情報保護制度) 2019年度個人情報開示の実施状況詳細

| 整理番号 | 公文書の申請内容または件名                                   | 決定内容 | 不開示(却下) 事項  | 【担当課】      |
|------|---|------|---|------------|
| 1    | 建築基準法第12条第5項の規定に基づき提出されている書類一式                  | 全部開示 |   | 建設水道部建築住宅課 |
| 2    | 平成30年〇月〇日において、石狩市子ども相談センターが〇〇〇〇から聴取した内容         | 一部開示 | ①(石狩市個人情報保護条例第16条第2号)請求者以外の個人に関する個人情報が含まれる箇所:請求者に開示をすることになるより、当該個人の正当な利益を侵すことになると認められるため。<br>②(同条第4号)相談の内容(主訴及び内容)、相談経過:開示することにより今後の当市の女性福祉相談等の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあると考えられるため。 | 子ども相談センター  |
| 3    | 請求者本人に係る印鑑登録申請書の交付履歴                            | 不存在  |   | 市民課        |
| 4    | レセプト平成30年10月15日から過去5年分                          | 不存在  |   | 国民健康保険課    |
| 5    | 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の理事であることと期間を確認できる文書          | 一部開示 | ①開示請求者以外の個人情報(石狩市個人情報保護条例第16条第2号に該当)②法人の印章(同条第3号に該当)法人代表者の印影を公にした場合には、各種書類の偽造等に悪用される恐れがあるため。  | 広聴・市民生活課   |
| 6    | 本人の学習指導要録・その他本人の日活状況及び学力等に関する日誌及び報告書等一切(通知表を除く) | 一部開示 | 担任教師が開示を前提とせずありのままを主観的に記載した部分は、開示により被評価者等に誤解を生じさせ、学校や教師への信頼を失う恐れがある。このような情報を開示すると、記載内容が形骸化して適切な指導教育を行うための基礎資料とならなくなり、継続的かつ適切な指導教育を困難にするおそれが生ずる。<br>(石狩市個人情報保護条例第16条第4号)   | 学校教育課      |

2019年度審査請求申立の状況詳細

| 整理番号 | 申立内容 | 決定内容 | 決定経過 | 【担当課】 |
|------|------|------|------|-------|
| 1    | なし   |      |      |       |